

あんしんねっと
「日常生活自立支援事業」に関するお問い合わせは
下記の基幹的福祉協議会
または、お近くの市町村社会福祉協議会へ

盛岡市社会福祉協議会 …………… 019-651-1000

〒020-0886 盛岡市若園町 2-2 盛岡市総合福祉センター内
Eメール info@morioka-shakyo.or.jp
http://www.morioka-shakyo.or.jp/

北上市社会福祉協議会 …………… 0197-64-1212

〒024-0012 北上市常盤台 2-1-63 北上市総合福祉センター内
Eメール shakyou@kitakami.ne.jp
http://www.iwate21.net/kitakami-shakyo/

奥州市社会福祉協議会 …………… 0197-25-7171

〒023-0851 奥州市水沢区南町 5-12 市総合福祉センター内
Eメール info@oshu-shakyo.jp
http://www.oshu-shakyo.jp

一関市社会福祉協議会 …………… 0191-23-6020

〒021-0877 一関市城内 1-36 一関市総合福祉センター内
Eメール ichisha@cocoa.ocn.ne.jp

大船渡市社会福祉協議会 …………… 0192-27-0001

〒022-0006 大船渡市立根町字下欠125-12 大船渡市Y・Sセンター内
Eメール ooshakyo@cocoa.ocn.ne.jp

釜石市社会福祉協議会 …………… 0193-31-1331

〒026-0023 釜石市大渡町 3-15-26 釜石市保健福祉センター内
Eメール kamaishi-shakyo@sage.ocn.ne.jp

宮古市社会福祉協議会 …………… 0193-64-5050

〒027-0038 宮古市小山田 2-9-20 宮古市総合福祉センター内
Eメール info@miyako-shakyo.or.jp

久慈市社会福祉協議会 …………… 0194-53-3380

〒028-0014 久慈市旭町 7-127-3 久慈市総合福祉センター内
Eメール kuji-shakyo@poem.ocn.ne.jp
http://www.kuji-shakyo.jp/

二戸市社会福祉協議会 …………… 0195-25-4959

〒028-6106 二戸市仁左平字横手 2-3 あったかセンター内
Eメール ninohe-shakyo@leaf.ocn.ne.jp



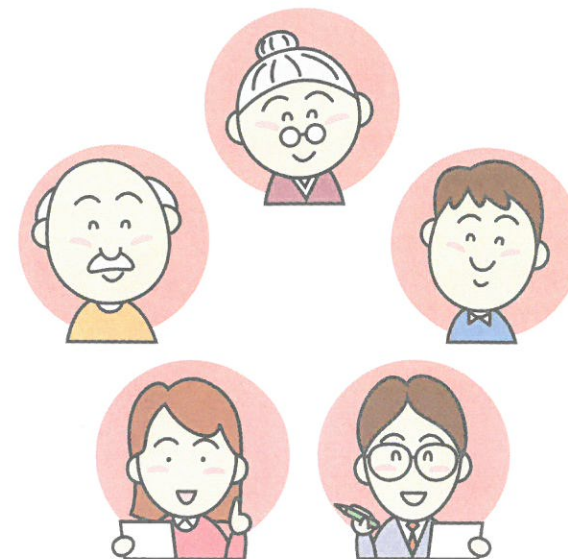
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
地域福祉企画課 地域福祉権利擁護センター

〒020-0831
岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
電話 019-637-8863 FAX 019-637-4255
http://www.iwate-shakyo.or.jp/

あんしんねっと

にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう
日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業(愛称「あんしんねっと」)とは、
高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して
生活を送れるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行、
また、それにとまなう日常的な金銭管理などをおこなう事業です。



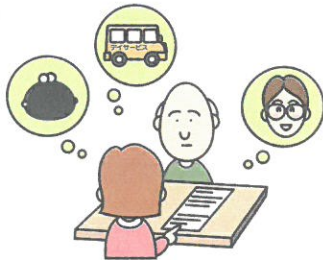
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
地域福祉企画課 地域福祉権利擁護センター

サービスの内容は？



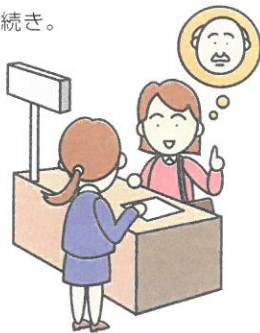
福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約手続きの代行、代理など。
- 福祉サービスの利用料金の支払い手続き。
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き。



日常的金銭管理サービス

- 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き。
- 病院への医療費の支払い手続き。
- 税金や社会保険料、電気・ガス・水道等公共料金の支払い手続き。
- 日用品購入代金の支払い手続き。
- 預貯金の出し入れなどの手続き。



書類等預かりサービス

保管を希望する重要な証書類をお預かりします。

◆ 保管できる証書類(例)

- 年金証書
- 預貯金通帳
- 印鑑
- 証書(保険証書、不動産権利証、契約書など)



サービスの利用手続きは？



1 まず、お近くの
社会福祉協議会に
ご連絡ください。

- ▼ ご本人以外でも、ご家族など身近な方、各種センター、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



2 担当者が
お伺いたします。

- ▼ 専門的な知識を持った専門員がご自宅等を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。



3 お困りのことを一緒に考え、
支援計画をつくります。

- ▼ 福祉サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかよくわからないなど、お困りのことと、ご希望をお聞きます。その後、契約内容・支援計画をご提案します。



4 利用契約を結び、
サービスが
開始されます。

ご納得いただければ、ご本人と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。ご契約のあと、支援計画にそって、生活支援員がサービスをご提供します。



費用はかかりますか？



1 ご相談は無料です。

無料

ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

2 サービスは有料です。

有料

福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。

1回1時間当たりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

「成年後見制度」の利用を支援します。



日常生活自立支援事業のご利用にあたっては、ご本人と社会福祉協議会が対等な立場で契約をすることが前提です。ご本人に、このサービスを受ける意思があり、なおかつ契約の内容をある程度理解できることが必要です。

社会福祉協議会との契約ができるだけの判断能力がご本人になくなった場合には、「成年後見制度」やこの事業以外でご本人にふさわしい援助につないだりします。

「成年後見制度」とは。

成年後見制度とは、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を法律的に支援するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

